

【5】八重法と比丘尼の制

[0] ここでは摩訶波闍波提と 500 人の釈女たちの出家のありさまと、この時に制定されたとされる八重法など、比丘尼の制と比丘尼サンガの誕生について検討する。

[1] まず摩訶波闍波提と釈女たちの出家のありさまについて考察する。

[1-1] 摩訶波闍波提は阿難から、釈尊が八重法を受持するなら出家を許すという知らせを受けて、最初の比丘尼となった。続いてこの外の女性たちもまた出家して比丘尼となった。この時の様子を詳しく検討してみる。

A 文献資料の〈1〉は、瞿曇彌大愛は阿難から釈尊が「奉持此八尊師法者是此正法律中出家學道、得受具足作比丘尼」と言われたことを伝え聞いて、「我盡形壽頂受奉持。爾時瞿曇彌大愛於正法律中出家學道得受具足作比丘尼」とする。大愛は舎夷の諸老母と一緒にあつたはずであるが、彼女らがどのように受戒したかは記されていない。しかしこの記事に続いて「彼時瞿曇彌大愛於後轉成大比丘尼衆與諸長老上尊比丘尼爲王者所識久修梵行、共俱往詣尊者阿難所」として、比丘尼が年齢の大小にしたがって諸比丘を稽首作禮恭敬承事叉手問訊することができるように、阿難を通じて釈尊に申し入れたとされている。

〈2〉は、摩訶波闍波提は阿難から釈尊が「もしあなたが八重法を受ければ、これがあなたの具足戒である (sace kho tvam Gotamī aṭṭha garudhamme paṭigaṇheyyāsi, sā 'va te bhavissati upasampadā)」と言われたことを伝え聞いて、「生きているかぎりこの八重法を受持して犯しません (ahaṃ bhante ime aṭṭha garudhamme paṭigaṇhāmi yāvajivam anatikkamaṇīye)」と誓ったとする。ここにも多くの釈迦族の女たち (sambahulā Sākiyāni) が登場するが、彼女らがどのように受戒したかは記されていない。しかし池に予め堤防を築いて水が氾濫しないように、「比丘尼たちのために八重法を制して生きているかぎり犯さないようにした」とされている。

〈3〉は〈2〉と全く同じである。しかしこの後に別項として、摩訶波闍波提は世尊のところに行って、「この釈迦族の女たちをどうしましょうか」と質問した。この後釈尊は、比丘らに「比丘らよ、比丘尼の比丘らによって具足戒を授けられることを許す (anujānāmi bhikkhave bhikkhūhi bhikkhuniyo upasampādetum)」と指示されたことになっている。すなわち他の女性たちは、比丘から具足戒を授けられたことになる。そこで彼女らは摩訶波闍波提に「大姉よ、あなたはまだ具足戒を受けていない (ayyā anupasampannā)」と非難した。これを阿難を通じて釈尊に伝えると、釈尊は「摩訶波闍波提は八重法を受持したそれこそが具足戒である (yadaggena Ānanda Mahāpajāpatigotamiyā aṭṭha garudhammā paṭiggahitā, tad eva sā upasampannā)」と答えられたとされている。摩訶波闍波提が比丘・比丘尼は長幼にしたがって敬礼することを願ったことは、この後に記される。

〈4〉は、摩訶波闍波提は阿難から「世尊爲女人制八不可過法。若能行者即是受戒」ということを伝え聞いて、「摩訶波闍波提及五百女人得受戒」とする。すなわち 500 人の釈女たちも摩訶波闍波提と一緒に八不可過法によって受戒したのである。

なおこの後に、後に白四羯磨で受戒した比丘尼たちが舎夷・拘梨の比丘尼たちに対して、あなた方は大戒を得ていないと非難した。摩訶波闍波提比丘尼はこれを聞いて疑問に思った。

世尊はあなた方も大戒を受けたのだといわれた、という記述が存する。『四分律』「比丘尼捷度」（大正22 p.926上）

〈5〉は、摩訶波闍波提は阿難から釈尊が、「今聽瞿曇彌受八不可越法、便是出家得具足戒」と言われたことを、衣服を調べ、遙に仏足を礼して長跪合掌して一心に聴いて、これを受けたが、比丘尼は大小にしたがって比丘を礼することを許されたい、どうして何百歳の比丘尼が受戒したばかりの比丘を礼しなければならないのでしょうか、と言った。これを阿難から聞かれた釈尊は女人には五礙がある、正法は五百年減じたと語られた。このようにして瞿曇彌は具足戒を受けてから、「この五百の釈女はどのように具足戒を受ければよいのでしょうか」と質問した。これを阿難が釈尊に伝え、「波闍波提比丘尼爲作和尚在比丘十衆中白四羯磨受具足戒」と答えられた。五百人の釈女たちは比丘のもとで十衆白四羯磨によって受戒したのである。

この後に、比丘たちが摩訶波闍波提比丘尼に言った。あなたには和尚がない、出家具足戒を受けたことにはならないのではないかと。釈尊は八重法も具足戒であると言われた、という記述がある。『五分律』「比丘尼法」（大正22 p.187中）

〈6〉には、この最後の下りが次のように語られている。諸比丘尼は摩訶波闍波提を輕蔑して、「私たちには和上尼や阿闍梨尼があり、僧中にて具足戒を受けた。しかるに老弊比丘尼は誰が和上で、誰が阿闍梨であるか知らない。どのサンガで具足戒を受けたのか」と言った。これを世尊に報告すると、世尊は「摩訶波闍波提は八重法を受けたときに出家し具足戒を得たのだ」と答えられた。『十誦律』「雜法」（大正23 p.293中）

〈7〉は、「如線經中広説」として八敬法が解説されるだけで、摩訶波闍波提の受戒の部分は省略されている。

〈8〉は、大女人瞿曇彌は阿難から釈尊が、「大女人瞿曇彌當與此八重法俱者、當於此法律學道、當受具足爲比丘尼」と語られたことを聞いて、「我當盡命頂受之」としてこれを受けた。しかし諸老女人がどのようにして比丘尼になったかは記されていない。後時に瞿曇彌と諸老宿比丘尼衆は梵行に励み、阿難を通して「新しく比丘になった者が長老比丘尼を礼するようにしてほしい」と申し入れた。釈尊はこれを拒否され、正法千歳が五百歳に減じた、女人には五事を得ることができないからだと言われた。

B文献資料では〈2〉〈5〉〈6〉にこれについての情報が記されている。

〈2〉は、ある比丘尼の「マハーパジャーパティーは和尚を持たず、独力で自分の手で黄衣を受けた」との批判に対し、釈尊は「私自身が八敬法を与えた。私のみが彼女の師であり、和尚である」と応えられる。

〈5〉は、大世主喬答彌は阿難から釈尊が「我今已制苾芻尼八尊敬法皆不應違。若大世主喬答彌能奉持此八敬法者、即是出家受近圓成苾芻尼性」と語られたことを聞いて、身語心をもって如来の八尊敬法を頂受し、五百の釈女とともに出家近圓して苾芻尼性を成じた。そのとき具壽鄔波離が「自余の女衆はどうしたらよいか」と質問した。そこで仏は「自餘女衆如法次第。當與出家及授近圓」と答えられ、「次第」とは何かと質問して、「自餘女人皆當如是。次第受之。若有女人求出家者。詣一尼所申禮敬已。彼尼即應問其障法。若無難者應可攝受。授以三歸并五學處。先禮尊像次禮其師……」と答えられた。

〈6〉は、大愛道は阿難から世尊の「女人作沙門者有八敬之法、不得踰越。但當終身勤意

學行之耳。持心當如防水善治堤塘勿漏而已」という言葉を聞いて、「願以首頂受之」として大戒を受けて比丘尼となり（諸老母たちの受戒については語られていない）、法律を奉行して阿羅漢となった。後に大愛道は諸長老比丘尼と一緒に阿難を通して、「長老比丘尼がどうして幼少の比丘に作礼しなければならないのでしょうか」と質問した。釈尊は我が法は五百歳で衰微すると語られ、女人には五処があって仏などにはなれないことを語られた。

[1-2] 以上の要点を摘記すると次のようになる。

まずすべての資料が摩訶波闍波提は、阿難を通して八重法を受持することを条件として出家して比丘尼になりうることを聞き、阿難の前でこれを誓って比丘尼になったとされる。要するに釈尊の面前で比丘尼になったのではないということである。これは、女性の出家に関する責任は阿難にあるのであって、釈尊にはないということの間接的に物語っているのかも知れない。

次に他の五百人の釈女たちであるが、これは資料によって記述が異なる。五百人の釈女がどのように比丘尼となったかという要点のみを記すと次のようになる。

摩訶波闍波提とともに八重法を受けて比丘尼になったとするもの：〈4〉 〈5〉

比丘によって具足戒を与えられたとするもの：〈3〉

摩訶波闍波提が和尚となり比丘の十衆白四羯磨によって比丘尼になったとするもの：〈5〉

特記しないもの：〈1〉 〈2〉 〈8〉 〈6〉

特記しないものは律文献ではないので、そこまで神経が行き届かなかったのであろう。

[1-3] そこで律蔵的な視点から、具足戒の種類において摩訶波闍波提や他の500人の比丘尼の具足戒がどのように理解されているのかを見ておこう。比丘尼の受具足戒だけを摘出すると次のようになる。

①摩訶波闍波提比丘尼の受八重法即得具足戒と半迦尸尼の遣使得受具足戒。『十誦律』「比丘誦」（大正23 p.410上）

②諸比丘尼三種得受具足戒。一受八重法。二遣使。三白四羯磨。是中受八重法初一人得後不得。遣使者如半迦尸尼得。若有欲出家道路障礙。相似亦得。是使人衆僧中受羯磨。不多不少。向半迦尸尼說亦說三依止。應說受戒歲月時節亦應廣說八波羅夷法。如是名得具足戒。若不如是不得具足戒。『十誦律』「比丘誦」（大正23 p.410上）

③「七種得戒法」の中で、八法受戒はただ大愛道一人の得にして、さらに得るものなし。『薩婆多毘尼毘婆沙』（大正23 p.510中）

④比丘尼受具足戒有三種受。一受八敬法。二遣使。三二部僧現前白四羯磨受具足戒。受八敬法者摩訶波闍波提比丘尼等。是事應廣說。遣使受戒者達摩提那。或有相似者若有難不得出。爾時爲彼作羯磨、得羯磨者持去向彼說已。語言。姉妹、善得具足戒。從是後二部僧現在前白四羯磨受具足戒得具足戒。八敬遣使受者不得。『薩婆多部毘尼摩得勒伽』（大正23 p.594中）

⑤受重法得具足戒者摩訶波闍波提比丘尼。是受八重法即得具足戒。遣使受具足戒者半迦尸尼遣使。八語得具足戒者從比丘尼得白四羯磨、比丘僧復白四羯磨、是名八語得具足戒。『善見律毘婆沙』（大正24 p.718上）

⑥比丘尼亦有四種受具。一者如摩登祇女是。二者師法是。三者遣使現前是。四者白四羯磨

是。勅聽受具上受具。此二皆作建立善法上受具。名說比丘尼上受具。亦建立善法上受具名說。是名受具。……師法受具中除憍曇彌五百諸女、其餘一切不得師法受具。『毘尼母經』(大正 24 p.806 中、p.807 上)

⑦律の毘婆沙に十種受具足を説く。所謂……「受重法」、謂く摩訶波闍波提なり。「遣使」、謂く法與なり。……『雜阿毘曇心論』(大正 28 p. 890 下)

⑧大戒に十種有り。何者をか十と為す。……六は「信受八尊法得大戒」に由る。大瞿耽彌の如し。七「遣使得大戒」に由る。達摩陳那比丘尼の如し。……『俱舍論』(大正 29 p. 231 下)

⑨諸毘奈耶毘婆沙師説。有十種得具戒法。何者為十。……六由「敬受八尊重法」謂大生主。七由「遣使」謂法授尼。……『俱舍論』(大正 29 p.074 中)

⑩有諸毘奈耶毘婆沙師説。十種得具戒法。何者為十。……六由「敬受八尊重法」謂大生主。七由「遣使」謂法授尼。……『順正理論』(大正 29 p.551 上)

⑪諸毘奈耶毘婆沙師説有十種得具戒法、何者為十。……六由「敬受八尊重法」謂大生主。七由「遣使」謂法授尼。……『顯宗論』(大正 29 p. 867 下)

この中の「遣使得受具足戒」は特殊ケースであって、比丘尼の受戒法は二部僧における十衆白四羯磨受戒法が正規の受戒法ということになるが、ここで問題としている「八重法」を受戒して比丘尼となった者については、

摩訶波闍波提のみとするもの：①②③⑤⑦⑧⑨⑩⑪

摩訶波闍波提と五百人の積女とするもの：④⑥

となる。

しかし④が「摩訶波闍波提比丘尼等」として「等」の中に五百積女を含ましめるように、他も摩訶波闍波提のみを出して、五百積女はこの中に含ましめているのではなからうか。なぜなら正規の比丘尼の受戒法は、「受八重法受戒」と「遣使受戒」と「二部僧白四羯磨受戒」の三種以外には認められていないからである。ただし⑥『毘尼母經』が「四種」を上げるがこれはよくわからない。

[1-4] 上記のように律的な考え方によれば、「比丘によって具足戒を与えられたとする受具足戒法」や「摩訶波闍波提が和尚となり比丘の十衆白四羯磨によって比丘尼になったとする受具足戒法」は、比丘尼の正規の具足戒法とは認められていない。とするならば、八重法によって受戒したのは摩訶波闍波提のみで、他の五百人の積女らは比丘にしたがって受戒したとしても、それは「八重法によって受戒した」という範疇に入るのではないであろうか。「比丘によって具足戒を与えられた」とはされても、二部僧によって具足戒を与えられたとはされないからである。

この後に、この八重法を受けて具足戒を受けた摩訶波闍波提に対して、それが正規の具足戒であるかどうかという疑義が生じたことがいくつかの資料に記述されている。その内容は区々であるが、もし八重法を受けて受戒したのが摩訶波闍波提だけでなかったとすれば、その非難は 500 人の比丘尼にも当てはまることになる。

おそらく摩訶波闍波提と数人の積女が比丘尼となった時点で、人数の上では比丘尼サンガが形成される条件が整ったことになるとしても、それが律蔵的な「比丘尼サンガ」として成立したということにはならないということの意味するのであろう。

[2] 次に摩訶波闍波提と500人の釈女たちが受けたとされる「八重法」について検討する。それぞれの文献が使用する名称は次のように区々であるが、ここでは「八重法」を採用する。

『中阿含』116「瞿曇彌經」（大正01 p.605上）：八尊師法

Vinaya「比丘尼毘度」（vol. II p.253）：aṭṭha garudhammā

『四分律』「比丘尼毘度」（大正22 p.923上）：八不可過法

『五分律』「比丘尼法」（大正22 p.185下）：八不可越法

『十誦律』「比丘尼八敬法」（大正23 p.345中）：八敬法（八重法という用語も用いる）

『僧祇律』「雜誦跋渠法」（大正22 p.471上）：八敬法

慧簡訳『瞿曇彌記果經』（大正01 p.856上）：八重法

『根本有部律』「雜事」（大正24 p.350中）：八尊敬法

『中本起經』（大正04 p.158上）：八敬之法

次にパーリの順序にしたがって、それぞれの内容を紹介する。ANはVinayaと全同であるので省略する。『僧祇律』には簡潔に示されていないものもあるので、これについては一部を掲げた。

またそれぞれの最初に掲げた丸つき数字はそれぞれの資料における八重法中の順序を示す。

[2-1] パーリの第1条は「百歳の比丘尼も新受戒の比丘に敬礼すべし」という内容のものである。

『中阿含』116「瞿曇彌經」：②比丘尼受具足雖至百歳、故當向始受具足比丘極下意稽首作禮恭敬承事叉手問訊。

Vinaya：①比丘尼は受戒して100歳であっても、その日受戒した比丘に対して敬礼し、立って迎え、合掌し、恭敬しなければならない。（vassasatupasampannāya bhikkhuniyā tadahupasampannassa bhikkhuno abhivādanam paccuṭṭhānam añjalikammaṃ sāmīcikkammaṃ kātabbam）

『四分律』：①雖百歳比丘尼見新受戒比丘、應起迎逆禮拜與敷淨座請令坐。

『五分律』：⑧比丘尼雖受戒百歳、故應禮拜起迎新受戒比丘。

『十誦律』：①百歳比丘尼見新受具戒比丘應一心謙敬禮足。

『僧祇律』：①比丘尼雖滿百臘、應向新受戒比丘起迎恭敬作禮。（以下省略）

慧簡訳『瞿曇彌記果經』：⑧若比丘尼受具足至百歳、當向初受具足比丘接足禮之當恭敬承事。

『根本有部律』：⑥若苾芻尼雖受近圓已經百歳、若見新受近圓苾芻應當尊重合掌迎接恭敬頂禮。

『中本起經』：⑧比丘尼雖有百歳持大戒。當處新受大戒幼稚比丘僧下坐以謙敬爲之作禮。すべての資料においてよく合致する。

[2-2] パーリの第2条は「比丘尼は無比丘の住処に雨安居すべからず」という内容のものである。

『中阿含』116「瞿曇彌經」：③若住止處設無比丘者、比丘尼便不得受夏坐。

Vinaya : ②比丘尼は無比丘の住処で雨安居を住してはならない。(na bhikkhuniyā abhikkhuke āvāse vassaṃ vasitabbam)

『四分律』 : ⑦比丘尼不應在無比丘處夏安居。

『五分律』 : ②比丘尼不應於無比丘處夏安居。

『十誦律』 : ④無比丘住處比丘尼不得安居。

『僧祇律』 : ⑦無比丘住處比丘尼不得安居(不依比丘不得住安居)。

慧簡訳『瞿曇彌記果經』 : ③若無比丘者比丘尼不得受歲坐。

『根本有部律』 : ③無苾芻處不得安居。

『中本起經』 : ③比丘僧比丘尼不得相與並居同止。

『中本起經』はむしろ反対の意になっている。何らかの誤解があるものと考えられる。

[2-3] パーリの第3条は「比丘尼は半月ごとに比丘から教誡を受けるべし」という内容のものである。

『中阿含』116「瞿曇彌經」 : ②比丘尼半月半月往從比丘受教。

Vinaya : ③比丘尼は半月ごとに比丘僧伽に対して二法を請わなければならない。すなわち、布薩を問うことと、教誡を受けに行くことである。(anvaddhamāsaṃ bhikkhuniyā bhikkhusaṃghato dve dhammā paccāsiṃsitabbā uposathapucchakaṇ ca ovādūpasamkamaṇ ca)

『四分律』 : ⑥比丘尼半月從僧乞教授。

『五分律』 : ①比丘尼半月應從比丘衆乞教誡人。

『十誦律』 : ⑥比丘尼半月從比丘受八敬法。

『僧祇律』 : ⑥半月問布薩求教誡。

慧簡訳『瞿曇彌記果經』 : ②比丘尼當從比丘半月當受禮節。

『根本有部律』 : ②半月半月當從苾芻求請教授。

『中本起經』 : ②比丘僧持大戒半月已上、比丘尼當禮事之。

『十誦律』は教誡の内容を「八敬法」とする。『中本起經』はこれを正確に表しているとは言い難い。

[2-4] パーリの第4条は「比丘尼は両サンガにおいて自恣を受けるべし」という内容のものである。

『中阿含』116「瞿曇彌經」 : ④比丘尼受夏坐訖於兩部衆中、當請三事求見聞疑。

Vinaya : ④比丘尼は雨安居を住し終わったならば両僧伽(比丘僧伽と比丘尼僧伽)において見・聞・疑の三つの立場から自恣を行わなければならない。(vassaṃ vutthāya bhikkhuniyā ubhatosamghe tihi tḥānehi pavāretabbam diṭṭhena vā sutena vā parisāṅkāya vā)

『四分律』 : ⑧比丘尼僧安居竟應比丘僧中求三事自恣見聞疑。

『五分律』 : ③比丘尼自恣時應從比丘衆請三事見聞疑罪。

『十誦律』 : ⑤比丘尼安居竟應從二部僧中自恣求見聞疑罪。

『僧祇律』 : ⑧比丘尼安居竟二部僧中受自恣。

慧簡訳『瞿曇彌記果經』 : ④若比丘尼若至受歲當與二僧俱以三事受歲見聞知。

『根本有部律』 : ⑧若苾芻尼夏安居已於二衆中以三事見聞疑作隨意事。

『中本起経』：④三月止一處自相檢押、所聞所見當自省察。

『中本起経』を除いてよく一致する。ただし『四分律』『五分律』は両サンガとしないで比丘サンガとする。

[2-5] パーリの第5条は「比丘尼は僧殘罪を犯したときに両サンガにおいて半月摩那埵を行うべし」という内容のものである。

『中阿含』116「瞿曇彌経」：⑦比丘尼若犯僧伽婆尸沙當於兩部衆中十五日行不慢。

Vinaya：⑤比丘尼はこの重法を犯したならば、兩僧伽において半月摩那埵（半月間別住したのち贖罪すること）を行わなければならない。（garudhammaṃ ajjhāpannāya bhikkhuniyā ubhatosaṃghe pakkhamānattaṃ caritabbaṃ）

『四分律』：⑤比丘尼犯僧殘罪應在二部僧中半月行摩那埵。

『五分律』：⑦比丘尼犯龜惡罪應在二部僧中半月行摩那埵。半月行摩那埵已應各二十僧中求出罪。

『十誦律』：③若比丘尼犯僧殘罪應從二部僧乞半月摩那埵法。

『僧祇律』：⑤比丘尼二部衆中半月行摩那埵。

慧簡訳『瞿曇彌記果経』：⑦若比丘尼有所犯僧伽婆尸沙當於二僧中當半月掃灑。

『根本有部律』：⑦苾芻尼若犯衆教法者應二衆中半月行摩那輶。

『中本起経』：⑦比丘尼自未得道若犯戒律、當半月詣衆中首過自悔以棄憍慢之態。

『中本起経』を除いてよく一致する。『五分律』は出罪についても触れる。これについては両サンガとし、比丘サンガとするものはない。

[2-6] パーリの第6条は「式叉摩那是兩サンガにおいて具足戒を受けるべし」という内容のものである。

『中阿含』116「瞿曇彌経」：①比丘尼當從比丘求受具足。

Vinaya：⑥式叉摩那是二年間六法を学び終わったならば、兩僧伽において具足戒を請わなければならない。（dve vassāni chasu dhammesu sikkhitasikkhāya sikkhamānāya ubhatosaṃghe upasampadā pariyesitabbā）

『四分律』：④式叉摩那學戒已從比丘僧乞受大戒。

『五分律』：④式叉摩那學二歲戒已應在二部僧中受具足戒。

『十誦律』：②比丘尼應從比丘僧乞受具戒。

『僧祇律』：②二歲學戒二部衆中受具足。

慧簡訳『瞿曇彌記果経』：①比丘尼當從比丘求索具足。

『根本有部律』：①諸苾芻尼當從苾芻求出家受近圓成苾芻尼性。

『中本起経』：①比丘持大戒女人比丘尼當從受正法。

『中阿含』『四分律』『十誦律』『瞿曇彌記果経』『根本有部律』『中本起経』は両サンガではなく、比丘から具足戒を受けるべしとする。また『中阿含』『十誦律』『瞿曇彌記果経』『根本有部律』『中本起経』は式叉摩那の代わりに「比丘尼」としている。

[2-7] パーリの第7条は「比丘尼は許しがなければ比丘を誹謗すべからず」という内容のものである。

『中阿含』116「瞿曇彌経」：⑥比丘尼不得説比丘所犯。比丘得説比丘尼所犯。

Vinaya：⑦比丘尼はいかなる理由によろうとも、比丘を罵り誹謗してはならない。

(na bhikkhuniyā kenaci pariyāyena bhikkhu akkositabbo paribhāsitaḥ)

『四分律』：②比丘尼不應罵詈比丘呵責。不應誹謗言破戒破威儀。

『五分律』：⑤比丘尼不得罵比丘。不得於白衣家說比丘破戒破威儀破見。

『十誦律』：⑧比丘尼不得說比丘見聞疑罪。

『僧祇律』：③比丘尼不得說比丘實罪非實罪。比丘得說比丘尼實罪。

慧簡訳『瞿曇彌記果經』：⑥若比丘尼不得譏比丘見聞知。比丘當譏比丘尼見聞知。

『根本有部律』：⑤苾芻尼不得罵詈瞋恚訶責苾芻。苾芻於尼得爲此事。

『中本起經』：⑤比丘尼不得訟問比丘僧事以所聞見。若比丘僧有所聞見訟問比丘尼。比丘尼即當自省察。

すべての資料において内容はよく一致する。

[2-8] パーリの第 8 条は「比丘尼の比丘における言路は閉ざされる」という内容のものである。

『中阿含』116「瞿曇彌經」：⑤若比丘不聽比丘尼問者、比丘尼則不得問比丘經律阿毘曇。若聽問者比丘尼得問經律阿毘曇。

Vinaya：⑧比丘尼の比丘における言路は閉ざされ、比丘の比丘尼における言路は閉ざされない。(ajjatagge ovaṭo bhikkhunīnaṃ bhikkhūsu vacanapatho, anovaṭo bhikkhūnaṃ bhikkhunīsu vacanapatho)

『四分律』：③比丘尼不應爲比丘作舉作憶念作自言。不應遮他覓罪遮說戒遮自恣。比丘尼不應呵比丘。比丘應呵比丘尼。

『五分律』：⑥比丘尼不得舉比丘罪。而比丘得呵比丘尼。

『十誦律』：⑦比丘尼語比丘言。聽我問修多羅毘尼阿毘曇。比丘聽者應問、若不聽者不得問。

『僧祇律』：④比丘尼不先受食床褥。

慧簡訳『瞿曇彌記果經』：⑤若比丘不容、比丘尼不得問比丘契經毘尼阿毘曇。若比丘聽、比丘尼當問比丘契經毘尼阿毘曇。

『根本有部律』：④苾芻尼不得詰問苾芻、憶念苾芻所有過失、謂毀戒見威儀正命。若苾芻尼見苾芻戒見儀命、有毀犯處不應詰責。苾芻見尼有毀犯處應爲詰責。

『中本起經』：⑥比丘尼有庶幾於道法、得問比丘僧經律之事。

「言路を閉ざす」の意味を比丘尼が比丘を告発することができないとするものと、比丘尼が比丘に経律論について問うこととするものがある。『僧祇律』の内容は全く異なる。

[3] 摩訶波闍波提たちはこの「八重法」を受けて最初の比丘尼となったとされるが、この意味するところのものについて若干の考察を加えておく。

[3-1] パーリの第 6 条においては、「式叉摩那は二年間六法を学び終わったならば、両僧伽において具足戒を請わなければならない」とされている。もしこれを文字通りに受け取るとするならば、摩訶波闍波提はこれに先立って、2 年間を式叉摩那として過ごしていなければならない。しかし女性が仏教において出家すること自体が許されていなかったから、これはありえない。

また式叉摩那は、後に妊娠した女性が出家したり、乳幼子を抱えた女性が出家したりした

ことによって、これを禁止する波羅提木叉の項目が制定されたが、おそらくこのようなことを未然に防ぐために作られたものであろう。もしそうとするなら、最初の比丘尼が誕生したときにこのような制度があったとは考えられない。また六法そのものはすべて沙弥の十戒に含まれているから、この成立については時間を必要とするものではないが、しかし式叉摩那の制そのものが成立していないこの段階では、これが成立していたということもありえない。

このように、この条文はありえないことを規定していることになるが、しかし『中阿含』『十誦律』『瞿曇彌記果経』『根本有部律』『中本起経』は「式叉摩那」の代わりに「比丘尼」としているから、このように読むべきであろう。式叉摩那や二年間六法という記述は、これらが形成された後に「八重法」に挿入されたと考えるべきであろう。

[3-2] そういう意味では、第4条の「比丘尼は両サンガにおいて自恣を受けるべし」も、第5条の「比丘尼は僧残罪を犯したときに両サンガにおいて半月摩那埵を行うべし」も、先の第6条の「両サンガにおいて具足戒を受けるべし」も齟齬をきたす。少なくとも摩訶波闍波提が最初に1人で具足戒を受けた時点では比丘尼サンガは形成されていないからである。したがってこれも両サンガではなく「比丘サンガ」とするものにしたがって読むべきであろう。

パーリのような文章は、これも後に正式な比丘尼サンガが形成された後の作法が混入したものと考えられる。

[3-3] 「八重法」の中には、サンガはもちろん布薩・安居・自恣や僧残罪の服罪法、あるいは他人の罪の告発法といった制度が含まれている。すでにこれらの羯磨制度が形成されていたという前提があるわけである。またこれらは五篇七聚の刑法体系がすでに成立していたということも前提としている。もちろん現在の律蔵に書かれているような諸制度は、あるいは釈尊滅後に整えられたということも考えられるから、完全にこれらがこの時点で形成されていたということもありえないであろうが、その骨格は形成されていたのであろう。しかし骨格であったとはいえ、これらの諸制度が形成されるのは、釈尊の生涯の中ではそれほど早くないであろう。われわれはサンガの形成を成道13年ころと推測しているが⁽¹⁾、これは比丘の白四羯磨受戒法が成立した時期をサンガ形成の時期と考えたものである。この後にその他の羯磨法や刑法体系が整備されたのであるが、先に推測したように摩訶波闍波提の出家を釈尊成道25年とすれば、これらはこの間に整備されたことになる。

(1) 「阿難伝試稿」p.40。本稿19ページの註1を参照されたい。ちなみに『薩婆多毘尼毘婆沙』は白四羯磨受具足戒法は成道8年とか、成道14年としている。(大正23 p.510中、511上)

[3-4] しかしこの八重法を受けることで受具足戒したのは摩訶波闍波提のみであったか、せいぜい500人の釈女たちだけであった。この後は正式に比丘と比丘尼の両サンガで白四羯磨によって受具足戒するようになった。そしてこれ以降は、比丘尼の比丘にならって行えばよい規定は比丘に倣い、比丘尼だけに適用されるべき特別の規定は新たに随犯随制されて、徐々に比丘尼に関する法律が整備されていったものと考えられる。要するに八重法は女性の出家が前例にないことであったから緊急避難的に作られたのである。

しかしその後整備された比丘尼に関する規定の中には、当然のことながら「八重法」の規定が取り込まれている。それは次のとおりである。

まず「百歳の比丘尼も新受戒の比丘に敬礼すべし」というパーリの「第一重法」は、『パー

り律』の比丘尼の波羅提木叉には含まれていないが、他の律すなわち『四分律』の「(比丘尼) 単提 175」、『五分律』の「(比丘尼) 波逸提 179」、『十誦律』の「(比丘尼) 波夜提 103」には「若し百歳の比丘尼であっても、新受戒の比丘を見たならば立って迎え、恭敬しなければならぬ」と明確に規定されている。『パーリ律』には比丘に対する規定として「女人に恭敬・迎逆・合掌・恭敬をなすべからず。なす者は悪作」⁽¹⁾ というものがあり、これは裏返しの規定ではあるが、第一重法に相当する。

「比丘尼は無比丘の住処に雨安居すべからず」というパーリの「第二重法」は、*Vinaya* 「(比丘尼) 波逸提 056」の「いずれの比丘尼と言えども、比丘無き住所にて安居に入れば波逸提なり」に相当する。漢訳律では、『四分律』の「(比丘尼) 単提 143」、『五分律』の「(比丘尼) 波逸提 091」、『十誦律』の「(比丘尼) 波夜提 149」、『根本有部律』の「(比丘尼) 波逸提 128」、『チベット律』「(比丘尼) 波逸提 165」に当る(『僧祇律』はこれを欠く)。

「比丘尼は半月ごとに比丘から教誡を受けるべし」というパーリの「第三重法」は、*Vinaya* 「(比丘尼) 波逸提 059」 「半月ごとに比丘尼は比丘に二法を問わなければならない。布薩と教誡である」に相当する。『四分律』は「(比丘尼) 単提 141」、『五分律』は「(比丘尼) 波逸提 100」、『十誦律』は「(比丘尼) 波夜提 151」、『根本有部律』は「(比丘尼) 波逸提 127」、『チベット律』は「(比丘尼) 波逸提 167」、『僧祇律』は「(比丘尼) 波逸提 131」である。*Vinaya* 「(比丘尼) 波逸提 058」の「比丘のところに教誡＝八重法＝あるいは共住事＝同一羯磨・同一説戒・同一学戒＝のために行かなければならない」も関連する。

「比丘尼は両サンガにおいて自恣を受けるべし」というパーリの「第四重法」は、*Vinaya* 「(比丘尼) 波逸提 057」、『四分律』「(比丘尼) 単提 142」、『五分律』「(比丘尼) 波逸提 093」、『十誦律』「(比丘尼) 波夜提 150」、『根本有部律』「(比丘尼) 波逸提 129」、『チベット律』「(比丘尼) 波逸提 166」(『僧祇律』はこれを欠く)の「安居終わって二部の僧中にて自恣しなければならない」に相当する。

「比丘尼は両サンガにおいて具足戒を受けるべし」というパーリの「第六重法」は、*Vinaya* 「(比丘尼) 波逸提 064」、『四分律』「(比丘尼) 単提 124」、『五分律』「(比丘尼) 波逸提 114」、『十誦律』「(比丘尼) 波夜提 117」、『僧祇律』「(比丘尼) 波逸提 099」や、*Vinaya* 「(比丘尼) 波逸提 067」、『四分律』「(比丘尼) 単提 126」、『五分律』「(比丘尼) 波逸提 105」、『十誦律』「(比丘尼) 波夜提 109」、『僧祇律』「(比丘尼) 波逸提 101」、『根本有部律』「(比丘尼) 波逸提 109」、*Vinaya* 「(比丘尼) 波逸提 073」、『四分律』「(比丘尼) 単提 130」、『五分律』「(比丘尼) 波逸提 103」、『十誦律』「(比丘尼) 波夜提 112」、『僧祇律』「(比丘尼) 波逸提 094」、『根本有部律』「(比丘尼) 波逸提 110」、*Vinaya* 「(比丘尼) 波逸提 075」、『四分律』「(比丘尼) 単提 132」、『十誦律』「(比丘尼) 波夜提 107」、『僧祇律』「(比丘尼) 波逸提 093」、『根本有部律』「(比丘尼) 波逸提 107」の、二年六法において学戒した式叉摩那や、十二歳のかつて結婚したことのある二年六法において学戒した者や、満二十歳の童女にして二年六法において学戒した者を、満十二夏を経た比丘尼が和尚となって授戒しようとする時に、「サンガの許しを得ないで受具させてはならない」という規定の中の「サンガ」は比丘サン

ガをさすのであって⁽²⁾、これらは第六重法に相当する。またこの比丘尼の授戒については、比丘サンガにおいても行われなければならないことが比丘尼韃度⁽³⁾に詳しく定められている。

「比丘尼は比丘の許しがなければ比丘を誹謗すべからず」というパーリの「第七重法」は、*Vinaya*「(比丘尼)波逸提 052」の「比丘尼は比丘を罵り、悪口してはならない」に相当する。『四分律』の「(比丘尼)単提 145」、『十誦律』「(比丘尼)波夜提 154」、『僧祇律』「(比丘尼)波逸提 091」、『根本有部律』「(比丘尼)波逸提 130」である。

また「比丘尼の比丘における言路は閉ざされる」というパーリの「第八重法」は、*Vinaya*「比丘尼韃度」の「比丘尼は比丘と相共に語るべからず (na savacaniyaṃ kātabbāṃ)。語るも語るとなさず (katam pi akatāṃ)、語る者は悪作」⁽⁴⁾、「比丘尼は比丘に教誡を与えるべからず (na anuvādo ṭhapetabbo)。与えるも与えるとなさず、与える者は悪作」⁽⁵⁾「比丘尼は比丘を告発すべからず (na okāso kāretabbo)。告発するも告発するとなさず。告発する者は悪作」⁽⁶⁾、「比丘尼は比丘を難すべからず (na codetabbo)。難するも難となさず。難する者は悪作」⁽⁷⁾、「比丘尼は比丘を憶念せしむべからず (na sāretabbo)。憶念せしむるも憶念せしむとならず。憶念せしむる者は悪作」⁽⁸⁾などが相当すると見てよいであろう。

しかし「僧残罪を犯したときに両サンガにおいて半月摩那埵を行うべし」というパーリの「第五重法」は波羅提木叉ではなく、返って *Vinaya*「比丘尼韃度」には「比丘は比丘尼の罪を受納すべからず」とされている⁽⁹⁾。因縁譚によれば道路上で比丘尼らがへりくだって比丘たちに向かって懺悔をしているのを目撃されて、あの比丘尼らは比丘たちの情婦に違いないなどという風評が立ったためとしている。しかし『十誦律』によれば、比丘尼らが比丘の前で僇罪を懺悔するときに恥ずかしがったので、これ以降比丘尼は僇罪を比丘の前で発露してはならないという規定が作られたという⁽¹⁰⁾。このように第五重法については後に不都合が生じたので、この規定は廃止された。このことは八重法がある一定期間は、実際に施行されていたことを推測せしめる。

以上のように、八重法は摩訶波闍波提もしくは500人の釈女たちのために緊急避難的に制定されたのであるが、その後のかなり早い時期に比丘尼の波羅提木叉や比丘尼韃度が制定されて、これに吸収する形で廃棄されたものと考えられる。「八重法」には罰則が規定されていないから、実定法的な効力を有するものではなかったからであろう。そういう意味では、できるだけ早くに実定法的な波羅提木叉や比丘尼韃度が制定される必要性があった。

女性は式叉摩那として二年間六法を守るべしという、式叉摩那の制もこの時期に制定されたものであろう。『パーリ律』など八重法の中には、この式叉摩那の規定が後に紛れ込んだのである。

(1) *Vinaya* vol. II p.258

(2) *ibid*, vol. IV p.320

(3) *ibid*, vol. II pp.273-274

(4) ~ (8) *ibid*, vol. II p.276。 (5) については『五分律』 (大正 22 p.187 上) 参照

(9) *ibid*, vol. II p.260

(10) 『十誦律』 (大正 23 p.294 下)

[4] しかしその過程において、八重法のあまりに比丘尼に差別的な規定に不満が生じて、比丘と比丘尼は年齢にしたがって互いに敬礼するようにしてもらいたいという比丘尼からの願いが出された。A文献資料の〈1〉〈3〉〈8〉とB文献資料の〈6〉などがこれを伝える。次にこれを検討する。

摩訶波闍波提が八重法を受けてから、こうした不満が生じるようになった間の時間的経過を表す表現は以下の通りである。これに関する記述のないものには触れない。

〈1〉は「爲王者所識久修梵行」とする。

〈3〉は、他の釈迦族の女性たちが比丘から具足戒を受け、そこで摩訶波闍波提は具足戒を受けていないのではないかという非難が生じた記述の後に記されている。しかしこの間は‘*atha kho*’とされるのみで、特に時間的経過を示す言葉はない。

〈8〉は「於後時共諸老宿比丘尼衆。與諸比丘尼上尊長老皆與俱共行梵行」とする。

〈6〉は「然後異時……、是諸長老比丘尼。皆久修梵行。」(p.159上)とする。

このように、これらは時間的経過を記さない〈3〉を除いて、彼女らが梵行を積むというそれなりの実績を残してからの要求であったことが分かる。すなわちある一定期間が経過した後、あまりに比丘と比丘尼の間にある不平等に堪えられなくなった比丘尼たちが、その是正を釈尊に申し入れたのである。しかしそれは釈尊によってにべもなく拒絶された。資料のなかにはこの時に、だからいわないことではないというように、釈尊は正法の千年が五百年に減じたと嘆かれたとする。

そしてこの拒絶の結果が、比丘尼の波羅提木叉に盛り込まれた。したがってこの事件は、摩訶波闍波提達が八重法によって比丘尼となってから、比丘尼の波羅提木叉が整備されるまでの間に起きたことになる。その期間が「久しく梵行を修した」期間になるわけであるが、果たしてこれがどれくらいの時間的経過を表しているのかは分からない。「久しく」とはなっているけれども、「八重法」が効力を持っていたのは、これによって受具足戒したのは摩訶波闍波提1人とするような表現から推測するに、そう長い期間ではなかったようであるから、せいぜい2、3年かも知れない。

このような経過をへて、比丘尼の波羅提木叉や比丘尼の二部サンガによる白四羯磨受具足戒法などの比丘尼サンガの運営法が制定されたとき、正規の比丘尼サンガが成立した時期ということになるであろう。そういう意味では正規の比丘尼サンガが成立するまでの「八重法」が効力を持っていた間の比丘尼は、式叉摩那的な存在であったとも理解できないことはない。

[5] 千年続く正法が五百年に減じることを承知の上で、釈尊はなぜ女性の出家を許されたのであろうか。その理由を検討しておきたい。

[5-1] 表面的な理由は阿難の説得であろう。もし阿難の説得がなかったとしたら、女性の出家はなかったかも知れない。この辺の機微を第1結集の記事は次のように記述している。紹介するのは阿難を責める摩訶迦葉の言葉と、阿難の反論の言葉である。

Vinaya (vol. II p.289) : 「あなたは女性が如来の説かれた法と律において出家することを努力して実現せしめた、これは突吉羅罪である。これを突吉羅罪として認めなさい (*idaṃ pi te āvuso dukkaṭaṃ yaṃ tvam mātugāmassa tathāgatappavedite dhammavinaye*

pabbajjam ussukkam akāsi, desehi taṃ dukkhaṃ) 」。 「かのマハーパジャーパティー・ゴータミーは世尊の母の姉妹・乳母、養母、乳を与えた者で、世尊の生母が亡くなってから乳を飲ませたということで (ayaṃ Mahāpajāpatī Gotamī bhagavato mātucchā āpādikā posikā khīrassa dāyikā bhagavantam janettiyā kālaṃkatāya thaññaṃ pāyesiti) 、女性が如来の説かれた法と律において出家することを努力して実現せしめたのです。私は突吉羅罪とは思いませんが、具寿たちを信じますから、それを突吉羅罪として認めます。」

『四分律』(大正 22 p.967 中) : 「汝於佛法中先求度女人得突吉羅罪。今應懺悔。」
「大徳。此非我故作。摩訶波闍波提於佛有大恩。佛母命過長養世尊。大徳迦葉。我今於此不自見有罪。以信大徳故。今當懺悔。」

『五分律』(大正 22 p.191 中) : 「汝三請世尊求聽女人於正法出家。犯突吉羅。亦應見罪悔過。」 「我非不敬法。但摩訶波闍波提瞿曇彌。長養世尊至大出家致成大道。此功應報是以三請。我於此中亦不見罪相。敬信大徳今當悔過。」

『十誦律』(大正 23 p.449 下) : 「佛不聽女人出家。汝乃至三請。令女人出家。以是事故得突吉羅是罪如法懺悔。」 「我不輕戒。非不敬佛。但以過去諸佛。皆有四衆。今我世尊云何獨無四衆。是故乃至三請。」

『僧祇律』(大正 22 p.492 上) : 「世尊乃至三制不聽度女人出家。而汝三請。是越比丘尼罪」。「阿難不受罪作是言。長老。過去諸佛皆有四衆。是故三請度比丘尼。」

『根本有部律』 「雜事」(大正 24 p.404 下) : 「汝知世尊不許女人。性懷憍諂而求出家。如佛言曰阿難陀。汝勿爲女人求請出家及近園事。何以故。若令女人於我法中爲出家者。法不久住。如好稻田被霜雹損竟無穀實。如是阿難陀。若令女人爲出家者。法當損減不得久住。汝請佛度豈非過失。」 「大徳且止當見容恕。我無餘念請度女人。然大世主是佛姨母。摩耶夫人生佛七日便即命終。世主親自乳養。既有深恩豈得不報。又復我聞過去諸佛皆有四衆。望佛同彼。一爲報彼厚恩。二爲流念氏族。爲此請佛度諸女人願容此過」。これには摩訶迦葉の再反論がある。「阿難陀。此非報恩。便是滅壞正法身故。於佛田中下大霜雹。正法住世合滿千年。由汝能令少許存在。又云流念氏族者此亦非理。出家之人永捨親愛。又云我聞過去諸佛皆有四衆。望佛同彼者。於曩昔時人皆少欲。於染瞋癡及諸煩惱悉皆微薄。彼合出家。今則不然。世尊不許。汝見苦求令佛聽許。是汝初過可下一籌。」

『毘尼母經』(大正 24 p.818 中) : 因阿難爲女人求出家中。彼有十⁽¹⁾ 事謫阿難。一者若女人不出家者……。

以上のように、摩訶迦葉と阿難の対話からは、女性の出家を釈尊が許されたのは、摩訶波闍波提は釈尊の養母であって大恩がある方だという説得しか取り上げられていない。四果が女性に得られるかどうかという点は、問題にされていないということである。

(1) 大正藏經は「九」とするが、明本「十」をとる。

[5-2] したがって、ここには女性の出家に果たした阿難の役割と阿難の思いが語られているだけであって、本質的な問題は語られていないと考えるべきであろう。すなわち釈尊が女性の出家を認められたについては、もっと深い根源的なものが隠されているはずである。

おそらくそれは女性が仏教における覚りを得ることができるかどうかという問いであったであろう。そして言うまでもなく女性が覚りに関して男性と異なりがないが故に、釈尊はその出家を許さざるを得なかったという推測はすでに何度も書いた。

このことは摩訶波闍波提はすでに預流果を得ていたけれども、四沙門果のうちの第四の阿羅漢果を得ることができるかということが問題になっていたとする資料に明らかに現れている。すなわち上座部系の部派では、在家であることと阿羅漢であることは両立しえないので、阿羅漢果を得た者は出家するかあるいは死ぬしかないということは、すでに森の「在家阿羅漢について」という論文⁽¹⁾で詳しく論じた。要するに女性が阿羅漢果を得られるにかかわらず、それでも女性の出家を許さないとすれば、彼女らには「阿羅漢果をめざすな」というか、さもなければ阿羅漢果を得て「死ね」という答えしかないことになる。

しかしながら女性の出家を許せば、サンガの存続にとってプラスにはならない。これは釈尊にとってのみならず、仏教にとっての大きなジレンマであったのである。

(1) 『東洋学論叢』第26号（東洋大学文学部紀要第54集 印度哲学科篇 平成13年3月）

[6] 以上のように女性の出家を許すかどうかの問題は仏教の根幹にかかわる事柄であった。そして結果として釈尊は、正法が千年存続するところが五百年に減じるという、サンガの存亡に係わる事柄であることを覚悟した上で、これを許された。このように考えると、摩訶波闍波提らは個人的な事由で出家を願い、阿難は気楽な気持ちでこれを仲介したかも知れないが、この問題は釈尊にとって、あるいは教団にとって大問題であったということになる。したがってカピラヴァットゥにおける最初の願い出から、八重法によってこれを許されるまでには、かなりの時間的な経過があったかもしれない。

摩訶波闍波提は何度も何度も釈尊に出家の懇願をしたとされる。先の資料にはこれを漏れなく記しておいたから参照されたいが、懇願が記されている場面には、雨安居前のカピラヴァットゥ、雨安居後のカピラヴァットゥ、ヴェーサーリーなどの移動先がある。そして多くの場合は三度ずつ懇願し、釈尊はそのたびに拒絶されたということになっている。これらは伝承の常として誇張されているであろうが、それなりの時間的経過を表しているとも解釈できる。そしてこの間に、カピラヴァットゥからヴェーサーリーなどへの移動時間が挟まる。したがって摩訶波闍波提が阿難が侍者になった4年目に新衣を布施しようとし、その時に出家を願いだし、それから1年経ってついに釈尊はその願いに応じられたとする先の仮説も、あながち不合理ではないであろう。その間釈尊はこの大問題について頭を悩まされていたのであって、だから女性の出家を許される決意をされたときにはすでに八重法のイメージもでき上がっていたであろう。

そしてそれは先にも見たように、女性にとっては屈辱的といえるような、差別に満ちあふれたものであった。それは、正法が千年存続するところを五百年に食い止める装置のようなものであった。この装置がなければ、五百年さえも存続しないということになるということが、この説話の裏にあるわけである。

[7] 摩訶波闍波提の出家について、今まで検討してきたことをまとめると次のようになる。

[7-1] 年齢はすべて作業仮説のためのものであるが、摩訶波闍波提は釈尊より12歳の年長と推定してあった。したがって釈尊が35歳で成道したときにはすでに彼女は47歳になっていた。

摩訶波闍波提は浄飯王が亡くなったことを契機として出家して、比丘尼になった。それは阿難が侍者になった5年目、釈尊成道の25年目で、このとき彼女はすでに72歳になっていた。

もっともこれではあまりに高齢になりすぎていて、せっかく晴れて比丘尼になっても、比丘尼としての活動ができないということも考えられる。律には出家の条件として、あまりに老人すぎないことが定められているし⁽¹⁾、老年の出家には冴え(nipūṇa)や威儀の円満(ākappasampanna)などの五法を得ることは難しいという経も存する⁽²⁾。とはいいいながら『涅槃経』によれば最後の弟子になったスバツダは老年であって、120歳とするものもあるから⁽²⁾、必ずしも年齢制限はなかったのかもしれない。要するに個人差があって、修行に堪えられる者なら年齢は問われなかったのであろう。

(1) 「大毘尼」には老弱者は出家させてはならないと規定されている(Vinaya「大毘尼」vol. I p.091)。『僧祇律』は七十歳を過ぎた人や、それ以下でも臥起の人の手を借りなければならぬ人は禁止される、という(『僧祇律』大正22 p.418中)。

(2) AN.5-59 (vol. III p.078)

(3) 『長阿含』002「遊行経」(大正01 p.021上)、法顯訳『大般涅槃経』(大正01 p.198下)、Mahāparinirvāṇasūtra p.360、『別訳雜阿含』110(大正02 p.413上)

[7-2] あるいはひょっとすると、この摩訶波闍波提に関する伝承は後世に作られたものかもしれない。釈尊の育て親である摩訶波闍波提を最初の比丘尼に仕立てあげて、彼女にこのような屈辱的な定めを受け入れさせるという、いわば劇的な効果をねらったということも考えられる。八重法が摩訶波闍波提ひとりに対してだけに説かれたものであるとすると、律としてはあまり意味のないものになるから、この八重法の持つ真の意味は、女性の出家者は男性の出家者に従属してしか存在しえないのだぞという警告を明白に示すためのものであったという感じもしなくない。

しかし我々のこの研究は歴史的事実を追及する以前に、原始仏教聖典の編集者たちが持っていたであろう釈尊の生涯と釈尊教団形成史イメージを再現することを当面の目標とする。こういう意味では、この伝承はもっとも高い資料水準に属するものであるから、これを尊重せざるを得ない。

そのような意味で先の問題点を読み解くとすれば、摩訶波闍波提は比丘尼にとっての象徴的な存在であって、彼女が実質的な比丘尼サンガのリーダーになったのではないということになるであろう。次節において考察するように、摩訶波闍波提には出家してから以降の比丘尼としての特記すべき事績が伝えられないのも、それを裏付ける。

[7-3] このようにして摩訶波闍波提は比丘尼になったが、それが必ずしも比丘尼サンガの成立を意味しない。サンガというのは釈尊を頂点とする四方サンガの中で認知されて、律蔵的にその運営方法や、その構成員の権利・義務の関係が規定されてはじめて「サンガ」として形成されたというべきであろう。

そのような意味で、八重法で緊急避難的に認知された比丘尼たちだけでは、比丘尼サンガは構成できなかったはずであって、比丘サンガが十衆白四羯磨受戒法が制定されてはじめて成立したように、二部僧による十衆白四羯磨受戒法が制定されて正規の比丘尼が登場したとき、はじめて実質的な比丘尼サンガが形成されたと判断すべきであろう。

したがって正規の比丘尼サンガの成立は、八重法が廃止されて、比丘尼の波羅提木叉と比

比丘尼サンガの運営規定が制定されはじめたときを待たなければならなかった。あるいはそれは比丘尼たちが比丘尼と比丘は年齢に応じて互いに敬礼する制度に改めてもらいたいと申し入れたのが契機となったかも知れない。正法が五百年に減じるという釈尊のことばがこの時に発せられたとする資料があるように、これも大きな事件であったに相違ないからである。それは摩訶波闍波提が比丘尼となってから2、3年後のことではなかったであろうか。

[8] 以上はすべて摩訶波闍波提の出家の上限を視野に入れて考察してきたが、下限をも考えてみる必要があるであろう。要するに少なくとも、このころまでには摩訶波闍波提は出家していたという証拠探しである。

[8-1] 現時点ではわれわれは、マガダの王位は成道37年にピンピサーラ王から阿闍世王に移ったと考えている⁽¹⁾。もしピンピサーラ王の在位中に摩訶波闍波提が出家していたとすれば、これによってそれは少なくとも成道37年以前であったということになる。

そこで我々が持っているデータによって、摩訶波闍波提とマガダのピンピサーラ王が同時に登場する資料を調査してみると、A文献には『四分律』「衣鍵度」(大正22 p.853中)に世尊の病氣を見舞った多くの人々の中に、瓶沙王と摩訶波闍波提比丘尼が含まれるもののみである。ここには波斯匿王も末利夫人も登場し、決してリアリティのあるものではない。

また摩訶波闍波提のみでなく比丘尼全体に調査の対象を拡げてみると、比丘尼とピンピサーラ王が同時に登場するものには、A文献に限って言えば、『増一阿含』036-005(大正02 p.694上)、『増一阿含』036-005(大正02 p.703中)、『四分律』「(比丘尼)単提078」(大正22 p.739上)、『五分律』「僧残008」(大正22 p.015上)が見いだされる。しかしこれらも点景としてピンピサーラ王が登場するものであって、ピンピサーラでなければならぬという感じのものではない。

B文献であるが、*Apadāna* 004-002-018(p.543)にピンピサーラ王の王妃ケーマー(Khemā)が王の許しを得て釈尊のもとで出家した、とされている。したがってもしこれを信頼するとするならば、ピンピサーラ在位中にすでに比丘尼の制は成立していたことになる。

なお、摩訶波闍波提と阿闍世が同時に登場する資料はない。実は波斯匿王と同時に登場する資料もほとんどなく、そういう意味では摩訶波闍波提の存在感はそう大きなものではない。

(1) 「モノグラフ」第1号、【論文1】pp.58~64

[8-2] 現時点ではわれわれは、上記以外に年代を特定する材料を持っていない。